



2022年4月28日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
(コード番号：7518 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画本部 IR室 村元 裕二
(TEL. 03-6256-0615)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の当社第35回定時株主総会（以下「本総会」）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の変更

当社の事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）が構成員の過半数を占める取締役会の体制を構築することにより、取締役会の独立性・客観性を高め業務執行に対する監督を更に強化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

(3) 取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更

監査等委員会設置会社への移行と併せて、取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、業務執行から独立した社外取締役においても取締役会の招集権者及び議長を務めることができるよう、現行定款第21条（取締役会）に定める取締役会の招集権者及び議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

なお、具体的な人選につきましては、本総会において、定款変更議案及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案を原案どおりご承認いただくこと条件として、本総会後に開催される取締役会において、社外取締役候補者である伊藤真弥氏を取締役会の招集権者及び議長として選定する予定であります。

(4) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月22日(水)(予定)

本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。ただし、現行定款第16条の削除及び変更案第16条の新設については、附則第2条に定める日に効力が生ずるものといたします。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則 (条文省略)</p> <p>第1条</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(9) (条文省略)</p> <p>(10) (新設) (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 本会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>第1条</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10) <u>倉庫業</u></p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 本会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第15条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、3名以上とする。</p> <p>2 本会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役(複数の場合には、取締役会においてあらかじめ定めた者とする。)</u> が招集し、その議長となる。ただし、<u>当該代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、少なくとも会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間をさらに短縮することができる。</u></p> <p>3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（<u>監査役が当該提案に異議を述べたときを除く。</u>）は、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 本社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第25条 <u>本社の監査役は、3名以上とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(補欠監査役の予選)</p> <p>第28条 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役等)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、その決議をもって監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、その決議をもって、常勤の監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令の定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>本会社は、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第<u>27</u>条～第<u>29</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>第1条</u> <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議において免除することができる。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> <u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>